

福祉制度一覧



		手 当 ・ 年 金 など						医 療 費 の 補 助						交 通 機 関 など の 割 引 お よ び 助 成																												
		特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	障がい基礎年金	障がい厚生（共済）年金	生活福祉資金貸付制度	島根県心身障がい者 扶養共済制度	福祉医療費助成	特定疾患治療研究事業	後期高齢者医療への加入	自立支援医療			医療費助成（出雲市）	JR運賃の割引	航空料金の割引	バス・電車・旅客船の割引（県内）	出雲市福祉バス	タクシー運賃割引	福祉タクシー利用券		腎臓機能障がい者通院費助成	自動車関係																		
												更生医療	育成医療	精神通院医療							常時車いすですて外出	常時ストレッチャーですて外出		有料道路の割引	運転者 本人	乗降系	思いやり駐車場															
該当ページ 障がい区分		9	9	9	10	10	10	11	12	12	12	13	13	14	15	16	16	16	17	17	17	17	17	18	18	18	18	19	19	19												
身体障がい者手帳	視覚	1	△		△		20歳以上の方で65歳までに障がい等級に該当する程度の障がいになった方	厚生（共済）年金加入中に病氣やケガがもとで障がい等級に該当する程度の障がいになった方	収入が少なく必要な資金の融資を受けることが困難な世帯、精神障がいのある方の世帯	○	○	特定疾病に該当する方（おたずね先）出雲保健所	○		身体障がい者手帳を所有し、該当する障がい内容について手術などの治療を要する方	18歳未満で、該当する障がい内容について手術等の治療を要する方	自立支援医療（更生・育成・精神通院）を受けている方（生活保護世帯および一部所得区分を除く）	○	○	○	○	○	○	常時、外出時にストレッチャーを利用される方	常時、外出時にストレッチャーを利用される方		○	○	在宅生活をする身体障がい者の方で、本人所有の自動車を主に本人が運転する場合に要する改造	運転免許を所有しない障がい者の方が、自動車運転免許を取得する場合	○		○									
		2	△	△				○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3	△					○			○			○						○	○	○	○			○	○				○	○	○	○					○	○		
		4	△																	○	○	○	○			○	○				○	○	○	△					○	○		
		5																		○	○	○	○			○	○				○	○							△	△		
		6																		○	○	○	○			○	○				○	○							△	△		
	聴覚 平衡機能	2	△	△	△				○	○			○							○	○	○	○			○	○				○	○		○	○					○	○	
		3	△										○							○	○	○	○			○	○				○	○		○	○					○	○	
		4	△																	○	○	○	○			○	○				○	○		○	○					△	△	
		5																		○	○	○	○			○	○				○	○		○	○					△	△	
		6																		○	○	○	○			○	○				○	○		○	○					△	△	
		音声 言語 そしゃく	3	△						○				○							○	○	○			○	○	○					○		○	○					○	○
	4		△										○							○	○	○	○			○	○					○		○	○					○	○	
	肢体不自由 上肢・下肢 体幹 運動機能等		1	△	△	△				○	○			○							○	○	○			○	○	○				○	○		○	○					○	○
			2	△		△				○	○			○							○	○	○			○	○	○				○	○		○	△					○	○
			3	△						○				○							○	○	○			○	○	○				○	○		○	△					△	△
			4	△										△							○	○	○			○	○	○				○	○		○						△	△
		5																		○	○	○	○			○	○				○	○		○						△	△	
		6																		○	○	○	○			○	○				○	○		○						△	△	
	内部機能 心臓・腎臓 小腸・肝臓 呼吸器・免疫 ぼうこう・直腸	1	△		△				○	○			○							○	○	○	○			○	○				受けている方	○	○	○						○	○	
		2	△		△				○	○			○							○	○	○	○			○	○					○	○		○	○					○	○
		3	△						○											○	○	○	○			○	○					○	○		○	○					○	○
		4	△																	○	○	○	○			○	○					○	△							○	○	
	療育手帳	A	○	△				○	○		○									○	○	○	○			○	○					○								○	○	
		B	△						○											○	○	○	○			○	○															
	精神障がい者 保健福祉手帳	1	△		△				○	○			○								○	○	○			○	○														○	○
		2	△						○				○							○	○	○	○			○	○															
		3							△											○	○	○	○																			
年齢制限など 主な条件		20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上		保護者 65歳未満			65歳以上	18歳以上	18歳未満											片道 5km以上	第2種	第1種		本人 運転	在宅 生活	歩行 困難者													
所得要件など		有	有	有	有	有			有			有	有	有	有						有	有	有																			
介護保険と共通するサービス																																										

*○は該当、△は一部該当。○、△の場合でも、年齢・所得・程度などによって該当しない場合があります。詳しくは担当窓口でお尋ねください。

② 精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で通院している方。ただし、病態によって該当しない場合もあります。



「障がい」の表記について
出雲市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記しています。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、この冊子ではひらがなで表記している場合があります。ただし、固有名词などは漢字で表記しています。

